

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成22年度第1回 高松市自治推進審議会
開催日時	平成23年2月18日(金)13時30分～15時
開催場所	高松市役所11階 職員研修室
議題等	報告 高松市自治と協働の基本指針の策定状況報告について 議題 (1) 高松市自治基本条例制定後の取組について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井原会長，大西副会長，河田委員，中橋委員，野田委員，徳増委員，元山委員，本多委員
傍聴者	2人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催した。

【事務局】

会議に入る前に，御報告させていただく。

ただ今の出席者数は8名で，委員10名のうち，半数以上の方に出席いただいております。自治推進審議会条例第6条第2項の規定により，会議が成立していることを御報告する。

また，本審議会は，高松市自治基本条例の第36条に基づき設置する審議会であり，高松市自治推進審議会条例第2条に規定されるとおり，「条例の基本原則に基づく自治運営状況の把握およびその検証に関すること」，「条例の見直しに関すること」，「その他，自治の推進に関すること」を所掌事項とし，これらについて調査審議し，または市長の諮問に応じて答申することとなっている。

それでは，自治推進審議会条例第6条第1項の規定により，会長が議長となることとなっているため，井原会長によるしくお願いしたい。

【井原会長】

それでは，議事進行を務めさせていただくが，審議会の進行に当たり，委員の皆様のお協力をお願いしたい。

さて，自治基本条例というのは，よく「まちの憲法」だというふうに言われるが，従来の，いわゆるまちづくりの基本方針を謳いあげるといよりは，そのまちづくりを進めるに当たっての，自治の基本理念であるとか，あるいは自治運営の基本原則を定めたものである。これは申し上げるまでもなく，市民・議会・行政の役割や責任，これらの主体が共有すべき基本原則が定められているということになっている。したがって，この自治基本条例は，その他一般の条例の上位に立つ，いわば最高規範的な性格を持つということで，その意味でまさに「まちの

審議経過および審議結果

憲法」と言われるのだと認識している。

このような自治基本条例の制定によって、市民主体のまちづくり、また、地域の個性、特性を踏まえたまちづくりが可能になるものと思う。その意味で、高松市において、そのような性格の自治基本条例が制定されていることは、大変意義深いものだと考えている。ただ、こういった自治基本条例制定の取組などは、2000年以降のことなので、まだまだ試行錯誤をしながら、浸透させ、あるいは確立が必要だというふうにも考えるところであり、その意味で先ほど御説明いただいた、本審議会に課せられている、自治運営の状況の把握や検証、また、条例の見直し、さらには広く自治の推進に関することを審議していくということは、極めて重要なことだと思っており、委員の皆様とともにその重要な責務を果たそうと考えているので、よろしくお願ひしたい。

それでは、早速であるが、本日の会議の議題はお手元の審議会次第のとおりであり、まず、報告として、「高松市自治と協働の基本方針の策定状況報告」をいただくこととなっている。事務局から説明をお願ひしたい。

【事務局】

地域政策課から、自治と協働の基本指針の策定状況について、御説明させていただきます。

まず、お手元の資料であるが、表紙に、(仮称)や(案)という表現を使用しているが、ほぼ成案であるので、御了承いただき、御報告とさせていただきます。

高松市では、自治基本条例の施行を受け、地方分権時代にふさわしい「参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり」を実現するため、協働の在り方や市の取組などを定める、「高松市自治と協働の基本指針」の策定を目指しているところである。

本指針は、外部の委員14名で構成されている策定委員会、本日の委員さんの中では、河田委員、中橋委員、野田委員の3名の方には、策定メンバーとしてお骨折りいただいたところである。この会議を全体で7回開催し、この間に市民と市長の意見交換会やパブリックコメントを実施し、去る1月13日に同策定委員会より、市長に素案が提出され、また、今月7日には市議会総務消防調査会への説明を行い、御意見を伺ったところである。

それでは、基本指針の概要について、御説明する。

まず、本指針の構成であるが、資料1の目次を御覧いただきたいと思う。「第1章 指針策定の趣旨」、「第2章 高松市の現状と課題」、「第3章 目指すべき理想像」、「第4章 取組の方向性」、「第5章 行政の支援体制の拡充」という構成である。

では、1ページを御覧いただきたい。

1ページでは、「第1章 指針策定の趣旨」として、本指針の策定の背景、目的、自治基本条例との関係を記載しており、本指針が「自治基本条例」制定の背景を共有していることや、この指針の目的が、「自治基本条例」に掲げる「市民主体のまちづくり」の実現に向けて、本市の目指すべき地域コミュニティの姿と、市民主体のまちづくりを実現するための、自治と協働の在り方や方向性を示し、市民の市政への参画意識の高揚を図り、協働によるまちづくりを推進することにあること、また、自治基本条例との関係では、22条、23条、24条について、より具体的な方向や目標を示す、基本的な指針となるものである。

続いて、3ページをお願ひしたい。

第2章である。「高松市の現状と課題」のうち、「1 これまでの歩み」であるが、(1)地域コミュニティづくりの推進においては、本市で、「1校区1公民館」を掲げ、学校施設とともに、生涯学習施設、いわゆる公民館であるが、整備されてきたという土壌があり、そのことが誘引となり、44もの地域コミュニティ協議会の構築が、比較的スムーズに実現可能になったと考えている。

詳細な経過は、表に記載のとおりなので、説明は省略させていただきます。

審議経過および審議結果

続いて、5ページをお願いしたい。

(2) 市民活動団体との協働においては、市民活動団体と行政とが共通の課題に取り組む多様なパートナーシップによるまちづくりを進めている。

詳細な経過は、表に記載のとおりである。

続いて、6ページをお願いしたい。

「2 地域コミュニティ協議会」について、自治基本条例の規定を紹介しているが、より具体的な中身として、中段に記載のとおり、「共同体意識の形成が可能な一定の地域」とは、主に小学校区を基準とし、現在の44地区(校区)の地域コミュニティ協議会の区域が相当し、その構成員は、居住者や所在する法人、団体のほか、居住していない通勤、通学者も、所属する法人や団体を通じて、地域コミュニティ協議会の構成員となり、参画することとなっている。

続いて7ページをお願いしたい。

(2) 地域コミュニティ協議会の役割と単位自治会・連合自治会の関係のうち、地域コミュニティ協議会の役割であるが、すべての構成員がお互いを尊重し、力を合わせ、地域の課題を発見・認識し、解決したり、地域によっては、特性を生かしたコミュニティビジネスを行うなど地域の価値を創造していく、といった役割を担う、地域に不可欠な組織である。

続いて8ページをお願いしたい。

「協議会と自治会との関係」であるが、基礎的地縁団体である単位自治会は、その代表者で組織する連合自治会とともに、地域コミュニティ協議会を動かしていく軸であり、同協議会を構成する各種団体の中でも、重要かつ中心的な役割を担っている。したがって、より多くの住民が自治会に加入し、自治会活動を活発に行うことにより、地域コミュニティ協議会の活動が活性化することとなる。

次に、(3) 現状と課題であるが、市全域をカバーする44の地域コミュニティ協議会が設立され、22年度には、51の地区公民館のコミュニティセンター化が完了したが、全市の見ると、基盤整備の期間であった。

9ページに移って、今後の課題としては、地域を代表する公益団体としてのルールづくり、民主的な運営と透明性の確保、個人の参画機会の創出への取組が課題と考えている。

続いて、10ページである。

「市民活動団体とその役割」であるが、本指針において市民活動団体とは、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人やボランティア活動団体など、非営利の社会貢献活動を行う団体で、その役割は、多様なサービスの供給、政策提言、11ページに移って、地域との協働、社会貢献や学習活動の場の提供などである。

(3) 現状と課題であるが、地域コミュニティ協議会等との協働に対して、前向きな団体が多いものの、同協議会等との協働を進めるには、連携・交流の場の確保やコーディネート等の支援が必要であること、その他の課題としては、スタッフ、活動資金、活動の拠点となる施設、情報量の不足などがある。

12ページに移り、「4 行政の現状と課題」のうち、(1) 地域コミュニティ協議会との関係である。本年2月に、全地域コミュニティ協議会を対象に実施した調査時の意見等を踏まえ、行政は、地域コミュニティ協議会の現状と課題を認識し、それぞれの役割分担と責任を明確にし、対応できる体制を整備することが、課題と考えている。

次に、「第3章 目指すべき理想像」であるが、13ページに、自治・協働の基本理念のほか、14～15ページにかけて、協働の原則を記載しており、①目的を共有すること、以下10項目を掲げ、そのうち、①～⑦は、一般的に言われており、⑧、⑨、⑩あたりが本指針の特徴である。

16ページに移っていただきたい。

これからの自治や地域の在り方を考える上で、「政策決定はより影響を受ける市民、コミュニティなどのより近いレベルで行われるべきだ」という原理、つまり、問題はより身近なところで解決されなければならない」という補完性の原理が、重要となっている。

審議経過および審議結果

このようなことから、「高松市民のねがい」を始め、条例に規定する自治や協働の基本理念、補完性の原理などに立脚し、様々な地域課題に取り組むことを通じて、お互いに、人の役に立つということを感じられ、すべての人に、居場所と出番があり、それぞれが助け合い、支え合うことが、これからのまちづくりの姿と考えている。

そこで、理想とする自治と協働の姿を、「地域の特性を生かし、多様な主体が参画・協働するまちづくり」とした。

17ページに移り、「第4章 取組の方向性」のうち、「1 人材育成」である。

次代を担う子どもたちに対して、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の活動に積極的に関わる機会を設け、地域と子どもたちを結び付け、子どもたちの中に自然にまちづくりに参画する意識を育てること、また、団塊世代のパワーを生かすため、団塊世代の参画の機会を設けること、また、シビックプライドの醸成、市民活動への関心を高めるため、若年層やマンション世帯など、地域との関わりを持たない人たちに、地域コミュニティ協議会および市民活動団体の活動に参加・参画する機会を設けること、また、協働を推進する人材の育成のため、多様な人材育成事業を、地域共有の資源として相互に連携させること、が必要であり、今後の取組の方向性であると考えている。

18ページ、「2 組織運営の充実・強化」であるが、単位自治会の活性化を図ること、また、地域コミュニティ協議会は、民主的かつオープンで、寛容な運営がなされる必要がある、協議会に求められることとして、①幅広い年齢層の住民や各種団体の参加による組織構成、②役員の民主的選出、③協議による意思決定、④事業計画、予算編成・執行および会計処理の透明性、19ページに移って、⑤自主財源の確保、⑥情報公開・PR、⑦自己検査および評価、の7項目の説明を掲げている。

次に、CSR、企業の社会的責任の取組と、市民活動団体がそれぞれの得意な分野を生かして補完し合うような仕組みづくりを行うこと、また、協働事業の情報公開と適正な検証をおこなうこと、また、高松市ボランティア・市民活動センターなど中間支援組織は、運営団体の独創性や柔軟性などの特性を生かしながら、一層の機能強化を図ること、が必要であり、今後の取組の方向性であると考えている。

続いて、20ページ、「3 団体同士の連携」である。

地域コミュニティ協議会や市民活動団体は、相互に協力、連携が必要なため、市民活動団体においては、自らの情報を収集・整理し、分かりやすく発信・提供することが求められ、また、様々な団体のつながりづくりには、団体間の連絡・調整を行うコーディネート機能の充実も図る取組、また、地域を包括する地域コミュニティ協議会と、特定の分野の活動を行う市民活動団体が協働するため、地域社会の抱える課題に対して市民活動団体が、積極的に対応する仕組みづくり、また、多様な市民が関わりながら、自立と連帯に根ざした地域社会が形成されるよう、適切な役割分担の下、協働で取り組むこと、以上が、団体同士の連携を図るための今後の取組の方向性であると考えている。

21ページをお願いしたい。

「第5章 行政の支援体制の拡充」のうち、「1 環境づくり」であるが、今後とも、協働の視点を重視し、提案型事業の充実も含め、市民の積極的参画を促すための事業を実施したいと考えている。

また、ボランティア・市民活動センターとコミュニティ協議会連合会の中間支援機能の強化を図るとともに、ボランティア・市民活動センターを、コミュニティ協議会連合会等の設置が予定されている四番丁小学校跡地へ移転させ、ここを拠点として、協働事業を実施するなど、多様な市民による協働の仕組みづくりに取り組むたいと考えている。

審議経過および審議結果

22ページに移って、行政が協働の視点から、意見交換や事業提案の機会を提供するとともに、協働推進員が積極的に参画し、地域コミュニティ活動および市民活動の推進を図る。さらに、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を図るとともに、市民活動団体が活動上必要としている人材や物資、会議室などの情報提供に努める。

次に、「2 職員の育成」であるが、地域との協働をさらに推し進めるためには、市職員の意識改革が喫緊の課題と考えており、地域活動をサポートできる職員づくりを進めるため、職員の意識の状況を確認するとともに、職員研修等により、地域コミュニティ活動への意識改革を行う。

また、各部署の協働推進員を協働のコーディネーターに育成するとともに、新しい公共サービスの提供を図るため、協働推進員が庁内の横断的な連携によって知恵を出し、地域等から提案のあった協働事業を検討し、実施に移す。

さらに、すべての地域コミュニティ協議会との協働を円滑に進めるため、地域コミュニティ協議会単位での行政とのパイプ役としての協働推進員の配置を行う。

23ページに移って、「3 行政の組織体制整備」であるが、市民に対し、情報の共有に努めるとともに、行政内においても各部署が、地域コミュニティ協議会や市民活動団体等に関する情報を共有するための仕組みの整備を図る。

また、庁内組織を中心として、部局の垣根を越えた柔軟な参画・協働の仕組みを構築するため、地域コミュニティ協議会、市民活動団体の活動に係る施策を推進し、その成果の適切な評価に努める。

さらに、この指針や、協働によるまちづくりを進める行政の組織体制について、検討を加え、必要に応じて見直しを行うために、外部機関による評価・検証を行う。

以上が、自治と協働の基本指針（案）の概要である。

併せて、資料2の「資料編」であるが、目次を御覧いただきたい。

詳細な説明は省略するが、規約、組織構成、総会の開催方法など、参考例を掲載している。

なお、資料1に掲げているが、「高松市自治と協働の基本指針」をより身近なものとするために、サブタイトルとして、「みんなで こっしやえよう うまげな高松」というフレーズを掲載している。

また、今後のスケジュールであるが、3月末を目途に、指針を決定して、4月以降、職員への啓発、各地域コミュニティ協議会に出向いての、基本指針の説明・啓発に努めるとともに、指針の内容を具体的な事業・施策へと具現化してまいりたいと考えている。

説明は以上である。

【会長】

ただ今、事務局から「自治と協働の基本指針」の策定状況について報告があった。冒頭申し上げたとおり、自治基本条例が「まちの憲法」と言われるように、理念であるとか、基本原則によって構成されているので、それを実際に具現化、実現するための具体的な方針を策定する必要性があり、そういう要請に基づいて、策定したということである。

こういう内容で進めたいということ、そして、この指針の策定に当たっては、本審議会の委員の中で3人の方に御尽力いただいているということであるが、何か御質問等があれば、お願いしたい。

【委員】

この方針について、器は非常に立派なものできたと思う。

先日もボランティアセンター主催のまちづくりのシンポジウムがあり、そこで、ある先生が胸を張って「これを作りました」と仰られたが、私は「魂がこも

審議経過および審議結果

っていない」と言った。確かに器は結構であるが、現実的に、例えば、私の住む地区では、コミュニティがまったく機能していない。私は、こういう器を作った後に魂をどう入れるか、ということが大切だと思う。

一つの問題点として、市長への提言であるとか、附属機関の公募委員のあり方について、本当にコミュニティを中心に考えるのであれば、市の今の組織のあり方は旧態依然としていて、10年前と変わっていないのではないかと思う。市民にも参画を求めるのなら、市の職員と一緒に共働する、共に働くという字なのであるが、これが大切である。

例えば、市長への提言も、本人に回答するのではなく、市民の第3者が見たときに、市長はこういう考え方をしているのだ、ということが分かるように、官庁用語を使わないようにすること、そして、公募委員については、できるだけ広くコミュニティに参加してもらって制度を構築するべきである、市役所内の関係部署に連携を取ってもらい、こういう経験を生かしてもらったら、次はこの委員をやってもらいたいのか、そういうことを考えないと、一人や二人を公募で選んでも、あまり意味がないのではないか。公募委員に応募し、選任されなかった場合の断りの文書にしても、「残念ながら選にもれませんでした」や、「御期待に添えなくて」でなくていい。

市長自らがコミュニティに取り組まれるのであれば、それに関する意識改革を先頭切ってやってほしい。コミュニティというものは、あくまで市民主体であるため、市民がある程度育つまではサポートをして、共に働くということが大切であり、これを進めるには10年はかかると思う。

それともう一つ、ボランティアセンター、男女共同参画センター、生涯学習センターなどであるが、これは立派な施設であり、私は毎週、これらを回って職員と話をしている。放送大学の学長が仰っておられるように、将来は生涯教育を通じてコミュニティを充実させて人助けをする、これが理想だと思う。

【会長】

今、お話いただいたのは、形と魂、あるいは心という言い方をして、形ができてだけではいけないのではないか、それに魂を込める、あるいは心を入れなくてはならない、ということだと思う。言い方を変えれば、この基本方針をどう活用していくのか、ということであり、これを形、文言だけで終わらせてはいけないということだと思う。

【委員】

昨日、防災危機管理シンポジウムでいい言葉を聞いた。まちづくり、防災づくりの取組は、何でもやりやすい人から入っていけばいいのではないか、ということだった。やはりコミュニティを大切にしつつ、その日だけのことでなく、人助け、防災づくり、まちづくりなど、将来、次の世代のことを考えていかなければならない。

【会長】

今、仰っていただいたように、コミュニティづくり、あるいは地域コミュニティ協議会等々を中心に置きながら、まちづくりを進めていくということは、高松市の大きな特徴になっていると思う。だから、今の御意見のように、コミュニティが本当に動くものになる必要があると思う。

この指針には、地域コミュニティのあり方について、かなり具体的に書き込まれているが、それを実際に動かすに当たって、今いただいたような御意見を、行政も十分に認識する必要があるし、我々も一緒になって、望ましい地域コミュニティづくりに参画していかなければならないので、これからの取組の指針に、大変貴重な御意見をいただいたと思う。

審議経過および審議結果

【委員】

大変貴重な御意見をいただいたのだが、44の地域コミュニティ協議会ができおり、その中身は言われたとおりである。しかし、平成15年から、このコミュニティづくりに取り組み、ようやくここまで来たわけであるから、それに尽力した人々の努力も理解しなくてはならない。私が常に言っているのは、「誰かがするだろう」ではなくて、自分からコミュニティの中に入って行って作り直すくらいの、「私がやるんだ」という気概を一人一人が見せれば、中身がぐっと良くなるだろうと思う。

特に資料1の8ページ、コマのイラストを見てもらいたい。これが出てきたのは、コミュニティづくりが平成15年にスタートして、5年くらい経ってからである。なぜかという、この真ん中の軸になっている自治会は、古い封建時代の、最も忌まわしい組織だと認識を持たれていたからである。しかし、現実的にやってみれば、この自治会抜きには何もできなかった。当初、大西市長がこの構想を提案した際には、自治会という言葉は出てこず、市民活動団体がやれば良いという認識くらいで、今の形にさえなっていなかったのである。だから、全てが満足でないにせよ、自治会の存在というものを再認識し、必要があれば変えれば良いのだが、現在のコミュニティ協議会の状態でなければ、市の進める協働の事業について、消化はできない。誰かがやるだろうではなく、私がやろうという気持ちを持ってほしい。

【委員】

それと関連して、私の住む団地は10年前にできたのだが、連合自治会に入っていない。私は週2回くらいコミュニティセンターに顔を出しており、私自身は、今お話があったように、コミュニティ協議会に入っていて、どんどんやれば良いと考えているが、センター長から、「自治会のお金を使っているのだから、自治会に入ってもらわないとコミュニティ協議会の活動に参加できない」ということを言われた。私は1億5千万円のお金が、市役所から協議会に配付されているはずだということを行ったが、そのあたりに誤解があるから、若い、新しい人たちが今の組織に入っていけない。その隔壁を無くして、自治会に入っても、コミュニティ協議会の活動に参加してください、というふうになってほしい。

【委員】

私は、自治基本条例制定委員会、自治と協働の基本指針策定委員会に委員として参加した。自治基本条例とは、市民、行政、議会のそれぞれの役割を明らかにしたものであり、それを受けて今度は、実際の課題解決のための指針として、自治と協働の基本指針を策定したものである。

長い年月の間に、社会情勢は大きく変わってきている。私は婦人団体の問題で関係させていただいてきたが、自治会のほかにも、地縁団体、NPO、ボランティア団体など各種様々な団体があり、また、地域のことに関心のない人も、市民として地域コミュニティの構成員となっている。興味関心のない人や形骸化している団体・制度も含めて、これからの高松市をどうしていくかということについて、過去の経緯は取り払って、どのような仕組みが最も望ましいか、検討を行った。それを踏まえ、一個人の市民もまちづくりに参画できるようなものとして、指針案を市長に提言した。

確かに、今後どうしていくか、ということについてはいろいろ問題があるが、やはり一番核になるのは、地域コミュニティ協議会だろうと思う。だから、地域コミュニティ協議会が、条例や指針の精神を汲み取って、リーダーシップを発揮することが必要である。また、このコミュニティ協議会を運営するに当たってコマの軸となっている自治会も、婦人団体などと同じ市民団体であることから、市民一人一人が、コミュニティ協議会の構成員となっていることを自覚し、まちづ

審議経過および審議結果

くりに取り組んでもらわなくてはならないが、そのためには、こういう自治基本条例や指針ができたということを情報提供し、地域の実情に合わせて変えながら、運用していくことが重要であると考えている。

スタートの段階では、自治会やNPOなど、各団体同士の連携がうまくいっていなかったところもあるが、徐々に協力することが大切であると理解されるようになり、そのための仕組みづくりが今後、重要になってくるだろう。

【委員】

今までだと、誰かがやる、誰かが引っ張っていく、という感覚があった。スタートした段階では、連合自治会も地域コミュニティ協議会の中で他の団体と同格であり、総務部の一角に連合自治会長を入れたところもあった。しかし、現実的にはこれではもう危険である。

【委員】

市民が地域コミュニティ協議会に入っていくための一番近道は、自治会に加入することであると思う。だから、やはり連合自治会が核になってしっかりやってもらいたいと思う。

【会長】

歴史的経緯、あるいは、現実を踏まえながら、新しい発想のまちづくりへの関わり方にしていこうという、言わば過渡期なのだろうと思う。その中で、仰られた様に、やはり理想がないといけないだろう。

【委員】

お二人の委員の仰ることは大変よく分かる。

私は、第一線をリタイアした人間が中心となって、まちづくりに取り組むべきだと思う。私は地元地区で、団塊の世代のグループをつくらうとし、コミュニティセンターの広報に掲載してほしいということを行ったが、「コミュニティ協議会に属していないから、都合が悪い」と言われた。これでは人が集まらない。大切なのは、こういう場合に、市の職員がコミュニティセンター長や協議会をきちんと指導することだと思う。

【委員】

あなたのような方が、地域のリーダーになればいいと思う。自治会長になられてはいかがか。自治会に入っていていただいて、改革をしてもらいたい。

【委員】

地元の50軒の家を1軒1軒回るのに、1年かかった。しかし、自治会に入って何のメリットがあるのかと言われた。自治会費は払わなくてはならない、しかも子育てで忙しいのに、役員などになることはできないということだった。

【委員】

先ほど1億5千万円という数字を言われたが、これだけの金額で高松市の地域コミュニティ協議会がやっていけるだろうか。

【委員】

無理だろうと思う。

私はやはり、住民がある程度負担しなくてはならないと思う。

【委員】

先の委員の言われたとおり、多々問題はあるのだが、それをそれぞれの地域で

審議経過および審議結果

議論し、やっていかななくてはならない。これから少子高齢化が進めば、男だ女だと言っていられない。老人の問題も、子どもの問題もどんどん出てくるだろう。それをどうやって皆で解決していくか、ということを検討していく必要があり、そのための手法として、このような地域コミュニティの考え方ができたのである。

【会長】

大変熱い御意見をたくさん出していただき、ありがたく思う。

まちづくりというのは、10年、20年の期間で考えなくてはならない。かなり新しい発想であるから、それくらいの期間はかかってくるだろう。

【委員】

将来的に、10年も経てば自治会も婦人会もなくなって、地域コミュニティ協議会という組織だけになってくるのではないか。どうなるかは分からないが、よりよい方法を検討し、変わっていかなくてはならない。

【会長】

指針そのものは望ましい形で策定されているということは、委員皆さんの共通に御認識いただいていると思うので、実際に進めていくに当たって、これを実現するのだという魂を込めながら、市民も行政も、ともに取り組んでいこうということが一つと、そのためには、歴史のある、もしくは現実にある、地域の団体などを結びつけながら、進んでいかなくてはならない、ということを通の認識としたい。

【委員】

こういうものができたら、市民に情報提供し、学習する場が必要になるのではないか。

【会長】

それについては、後で検討しようと思っていた。このように立派な指針ができたのに、あまり知られていないという懸念がある。それは今後の課題だと思っている。

それでは、会議を進めさせていただく。

続いて、議題という位置付けで、高松市自治基本条例制定後の取組について、この審議会では把握するということが、課せられております事項だと思うので、これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

企画課から、議題（1）の自治基本条例制定後の取組について、説明申し上げたい。

ここでの取組は、市の取組だけということであるので、先ほどの大きな話と比較すると、やや範囲が狭くなっているが、よろしくお願ひしたい。

御覧いただく資料は、A3の縦の資料3と、参考資料という冊子になる。

この冊子に、自治基本条例制定後の個別の取組内容が、全て取りまとめられており、資料3が、その総括表になる。

ではまず、資料3の上の表を御覧いただきたい。表の見方であるが、条例・規則・計画を3種類を横にとり、制定・変更・廃止状況が縦に記載されている。条例の列を縦に御覧いただくと、制定7、改正54、廃止3の合計64となっている。次に規則は、制定8、改正86、廃止2の合計96である。計画は、策定が18、変更が1、廃止が0で、合計で19となっており、全て合計すると、制定33、変更141、廃止5となっており、トータルで179本の動きがあったと

審議経過および審議結果

いうことである。

この中で、括弧の中でお示ししている数字については、これらの制定改廃に当たり、パブリックコメント等の市民参画の手法が取られたものの数である。読み上げるまでもなく、いかにも少なく見えるというのが、担当課としての率直な感想である。そもそも条例等の制定改廃に当たっては、市民参画が全ての場合に行われることが原則だと考えており、この数字の低さについては、本当に残念であると考えている。

では、なぜこうした結果になっていくのかということであるが、参考資料の1ページを御覧いただきたい。こちらに条例の制定改廃状況について、個別に記載してある。先ほど、条例の制定改廃にパブリックコメント等が行われているものが2本あると申し上げたが、それが1番と3番で、水に関する条例と、美術館の共通定期券を作る際に御説明したものである。後は、条例の名称を御覧いただくと、男木の交流館設置条例であるとか、4番の市の議員報酬、市長および副市長の給与等審議会の審議事項の特例に関する条例などがあるが、右から3番目の欄を御覧いただくと、パブリックコメント等を行わなかった理由が記載されている。言わば関係条文の整備であることから、特に該当がないということであり、2ページの15番なども、関係条文の整備であるため、ということでパブリックコメント等を実施していないという実態が見受けられる。

ただ、9番の高松墓地条例の一部改正については、「使用料の改定のみであるため、特に該当なし」となっているが、使用料というものは、市民の皆様には財産的な負担を強いるものであるため、これは当然、パブリックコメントの対象となるものだと考えるが、こういう結果となっている。

さらに、公布日の欄を御覧いただくと、平成22年3月26日公布というものが条例全体の半分程度見受けられ、64本の記載のうち、29本が該当している。実は、自治基本条例を御審議いただいた議会と同じ議会で、これらの条例が審議されていたため、実際にはまだ自治基本条例の影響下になかったという理由もある。

規則については、さらにその状況が顕著であり、条例や法律の改正に伴って、改正しなくてはならないものが非常に多かったという結果、改正に当たっての取組がいまひとつであった。

ただ、明るい材料としては、計画については19件すべてについてパブリックコメントが実施されており、自治基本条例の制定後の計画策定に当たっては、ある程度、担当者の意識が進んでいたと考えている。

今後、職員の意識改革はもちろんのこと、条例等の制定改廃時には、当然に市民参画が実施されるような事務の流れを、システムチックに設定することが必要と考えている。と言うのは、通常、条例規則制定の際には、議会に諮る1か月程度前に、市の内部で例規審査委員会を開催することとなっており、その前にパブリックコメントを1か月やる、ということになると、相当長期の期間を要してしまう。これは、現状のパブリックコメントのやり方が、以前の条例制定等の事務の流れの中に後付でくっついたようになっていっているので、そうではなく、システムとして確立し、放っておいても市民参画が図られるような制度が必要でないかと考えている。

次に、資料3の下側の表を御覧いただきたい。あわせて、参考資料は25ページになる。

こちらの表の見方であるが、自治基本条例には、自治運営の基本的事項として、4つの区分がある。これは左端に記載されている、「情報共有」、「参画」、「協働」、「行政運営」になる。さらにこの4つの区分には、それぞれの条文があり、左から2列目、3列目には、その条文のタイトルおよび概要を記載している。そして右端の列、こちらに条文に該当する取組のうち、主なものを記載している。

審議経過および審議結果

以下、左から2列目の条項ごとに、主な取組事例を御説明したい。

まず、「情報共有」である。

これは、出前ふれあいトーク、ホームページ、広報たかまつのほか、各種シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布などがあり、市政に関する情報を提供することにより、市民参画や協働を推進した。

次に「情報公開」であるが、これは、「第3次たかまつ男女共同参画プラン」など各種計画の策定や、進捗状況を公開するとともに、「情報公開制度の運用」などにより、市が保有する情報について原則公開とするなど、市民の皆様との情報の共有に努めた。

次に「個人情報の保護」では、情報公開を進めるとともに、個人情報保護制度の運用により、個人の権利利益を保護し、個人情報を適正に取扱うこととしている。

次に、左端の区分で、「参画」についてである。

参考資料は、31ページからとなっている。

「地域のまちづくりへの参画」では、「地区主任児童委員や地区民生児童委員等による地域における児童虐待防止の取組推進」、「自主防災組織結成の促進」などがあり、市民の皆様が主体的に地域のまちづくりに取り組めるよう、支援を行ってきた。

「市政への参画」であるが、「市民満足度調査の実施」、「各種アンケートの実施」、「市長への提言」、「市民と市長の意見交換会」などによって、その推進に努めてきた。

次に、「パブリックコメント手続」である。先ほども申しあげたが、重要な政策等の策定に当たっては、パブリックコメントを実施することとしている。自治基本条例制定後には、資料3では15件と入っているが、現在、参考資料において取りまとめたものは9件である。冊子を取りまとめた後に募集中のものも含めて、15件、実施されているということである。

「附属機関等の委員の公募」であるが、高松市の附属機関等については、委員の一部を公募によって選任することとしており、この審議会にも、公募委員の方がいらっしゃる。平成21年度の公募委員設置の実績は、39であり、ちなみに、附属機関等の総数は128である。これでは公募が少ないということになるが、これは、国の法令等や、専門性が求められるなどの理由により、公募委員を設置しないものという規定に基づくものがあり、これが86、それ以外に長期にわたって開催されていないため、空席になっているものが3あり、128からの差し引きで39、ということである。

次に、「住民投票」である。

本市の場合は、法に基づいて実施する、いわゆる非常設型である。現在のところ、実績はない。また、現在、地方自治法の改正案が国会に提出されており、住民投票はその対象部分となっているので、今後、その動向を注視してまいりたい。

次に、区分「協働」についてである。

参考資料は35ページからとなっている。

「協働の推進」であるが、その形態ごとに、補助、共催、事業協力、委託というふうに分類している。

審議経過および審議結果

まず、仕組みとしての「協働の推進」であるが、先ほど報告のあった「自治と協働の基本指針の策定」のほか、市民の皆様からの協働の提案等を積極的に受け止めるための体制整備としての「協働推進員の設置」、それから、市民の発想を生かす「協働企画提案事業」などがある。

次に、その形態のうち、補助についてであるが、「地域ゆめづくり提案事業」ほか29事業あり、詳細は参考資料に記載している。共催は、「人権フェスティバル IN たかまつ」ほか17事業、事業協力は、「高松災害ボランティア連絡会連携事業」ほか16事業、委託は、「水源地域交流物産市開催事業」ほか20事業、これらに取り組んでおり、協働の推進のための仕組みを整備するとともに、市民の皆様との協働による効果的な事業を推進することとしている。

次に「地域コミュニティ協議会」であるが、「地域コミュニティ協議会への補助金等の一元化」、「地域コミュニティ協議会の自立化の促進」などがあり、地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、適切な支援を行うこととしている。

地域コミュニティ協議会の規定については、本市の自治基本条例の大きな特徴であり、冒頭に御報告した高松市自治と協働の基本指針にも盛り込まれているとおり、今後、地域コミュニティ協議会を中心に、地域の課題を解決し、自立したまちづくりを進めていくことが大切であることから、積極的な取組を進めていくことが重要であると考えている。

次に「市民活動団体」であるが、「特定非営利活動法人に業務委託したボランティア・市民活動センターの管理運営」、「収益活動を行わない公益法人等に対する法人市民税の減免」などがあり、第23条の地域コミュニティ協議会と同様に、市民の皆様主体のまちづくりを実現するため、その活動を尊重し、適切な支援を行うこととしている。

次に、区分「行政運営」についてである。

参考資料は49ページからである。

「総合計画」であるが、「総合計画の策定等取組」、「まちづくり戦略計画の策定・見直し」、「市民満足度調査の実施」などがある。

市民の皆様と市のこれからのまちづくりについての、共通の指針である第5次高松市総合計画については、市民の皆様の参画をいただきながら、平成20年に策定している。策定後は、計画の進行管理を行い、ホームページなどでその内容を公開するとともに、まちづくりについての市民満足度調査などを行い、市民の皆様の御意見を市政に反映させながら、総合計画に沿ったまちづくりを推進している。

「財政運営」である。これは、「財政状況の公開」、「予算編成状況の公開」、「補助金等の見直し」などがあり、健全な財政運営に努めるとともに、毎年度の財政状況に関する情報について、広報紙やホームページで公開することとしている。

「説明責任等」は、「香川県農業試験場跡地の利活用に係る地元説明会」、「高松市過疎地域自立促進計画策定に係る勉強会」、「新病院整備計画の説明会」などがあり、政策の立案、実施等の過程において、市民の皆様に分かりやすく説明するとともに、市政に対する要望等に誠実に対応するよう努めてまいった。

説明責任等は、アカウンタビリティということであるが、単なる説明であれば言い訳に過ぎないため、結果において御納得いただけるような、そういう認識を全体としてより一層深めていきたいと考えている。

審議経過および審議結果

「行政手続」では、「行政手続の実施」の1つのみを挙げているが、処分や行政指導等の行政手続について、行政手続条例に基づいて適切に対応してまいった。

「行政評価」は、「行政評価の実施」として、内部評価、外部評価、さらに事業仕分けがあり、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市が実施する事業について、内部と外部の両面から行政評価を行うこととしている。

「外部監査」は、地方自治法の規定に基づいて、最少の経費で最大の効果、組織・運営の合理化を達成するため、市が契約しております包括外部監査人により、包括外部監査を実施している。

「公益通報」は、「公益通報制度の活用（内部通報）」を挙げており、市政の適正かつ公正な運営に資するため、公益通報制度の活用を図ることとしているが、平成21年度および22年度においては、実績が0件である。

「政策法務」であるが、先ほど御説明した条例規則の制定改廃状況を挙げており、市政の課題に対応した政策等を実行するため、各部署において条例規則の制定改廃等を行うこととしている。

「行政組織の編成」は、「計画的な組織体制の整備」を挙げており、市民本位の政策主導型組織への転換を基本理念とし、効率的な組織体制の見直しを行うこととしており、具体的には、市役所の機構改革として、平成22年度に、交通政策課、こども女性相談室、土地区画整理室が新設され、23年度においても、病院局、上下水道局、こども未来局が新たに設置されることとなっている。

「危機管理体制の整備等」であるが、「業務継続計画の策定」、「緊急事態対処計画（細部計画）の策定」などがあり、市民の皆様の生命・財産等の安全性を確保するため、市民の皆様、関係団体等と連携・協力を図りながら、危機管理体制を整備することとしている。

「国および他の地方公共団体との連携・協力」は、「香川県、岡山市との連携」、「瀬戸・高松広域定住自立圏事業」、「中核市市長会への加盟」などがあり、国、県、周辺市町などと連携・協力し、共通する課題の解決に努めてまいった。

説明は以上である。

【会長】

ただ今、条例制定後の取組について、説明をいただいた。委員の皆様もお聞きになられて感じられたかと思うが、非常に網羅的となっている。これをどのように検証し、評価したら良いかということは、非常に難しい問題と思うが、何か御質問等があれば、お願いしたい。

【委員】

パブリックコメントの話があったが、支所などに行くと、書類が机の上に山積みになっている。閲覧用の書類を読ませてほしいと言うと、貸し出しはできないので、すぐに返してほしいということを言われ、ゆっくり読むことができない。パブリックコメントの内容について興味を持って、コピーをとって読むまでしないと勉強できず、形だけのパブリックコメントになっている。都市計画の分厚い書類など、普通の人が見てすぐに分かるはずもない。

審議経過および審議結果

私は、情報公開については、市民の目線、市民の立場でやらなくてはならないと思う。市民が興味があっても、そういう機会を設けていないように思う。私は、機会があれば、市役所の各課を回って関係書類を貰って帰るようにしているが、そうでないと市民参画はできないのではないかと。これが、市を理解し、愛し、郷土を良くするためにする本来の市民の役割ではないかと考えている。

【会長】

今、委員の言われたことは、そのとおりに思いつつ、どんどんパブリックコメントの案件が多くなってくると思われるので、しっかりと進めていく必要があるのではないかと思います。

【委員】

我々市民は、ある程度、市を信頼しているのであるから、要所を押さえるなどすればいいのではないかと。また、市民と市長の意見交換会では、限られた時間の中で、現実的に、市長と何をやり取りすればいいのか。それよりは、窓口の職員が、市民が来た際にきちんと説明できるようにすべきだと思う。教育委員会では、事業について説明を求めると、ちゃんと課長が先頭に立って説明をしてくれる。そういったことが、開かれた市政ではないかと思う。

【会長】

これは非常に難しい問題だと思う。仰られるように、職員の知識が十分であるところと、そうでないところがあると思うが、基本的にまちづくりに参画していくということであれば、いろいろ事に対して、市民自身も知識を持っていかなくてはならないと思う。

【委員】

私は一年間、環境、福祉、男女共同参画などについて、香川大学へも行って勉強し、これらの問題に取り組むようにしている。市政に関する問題については、市民がどれだけ理解できるかということにかかっていると思う。

【会長】

市民も理解をしなくてはならないし、それでこそ、まさに協働だと思う。協働はお任せではなく、共に取り組んでいくわけであるから、市民に対しても厳しい姿勢を求めていると、自治基本条例から感じている。

【委員】

第1回の審議会が去年開かれ、今回が2回目になると思うが、今回はこの一年間の高松市の動き、そして、先ほど報告のあった自治と協働の基本指針の策定についてと、自治基本条例の制定後の取組についての説明があった。私は4年前に東京から転勤でやってきて、高松がすっかり気に入って、よし、市民税を払おうという気になったのである。

この一年の動きを見てさすがだと思ったのは、自治基本条例制定後の取組状況を見ると、条例の数は少ないが、計画策定の際には、パブリックコメント等、何らかの市民参画の手法が100%取られているようであるから、市としても自治基本条例のPRに付随して、このように取り組んでいるのだということもPRすべきだと思う。これは先ほどの委員の話に繋がるのかもしれないが、まだ協働の精神というものが高松市民の間に深く広まっているとはいえないので、こういった取組については、市も実際にこういうことをしているんだとPRしても良いと思う。自治基本条例は市民の生活の根幹に関わるものであるから、例えば、市長の定例の記者会見のときなど、PRすればいいのではないかと。

また、資料1の14、15ページの「協働の原則」の説明の中で、1から7は

審議経過および審議結果

通常言われることであるが、8、9、10が高松市としてのスタンスを明確にしたもので、非常に良いと思った。また、「市民の行政の協働の領域」において、市民の責任と主体性によって独自に行う領域があり、行政もまた、その責任と主体性によって独自に行わなければならないものがある。今まではこういった曖昧な部分があり、やってきたのだろうけれども、これからはこういったことを明確にするということも、市民に対し情報公開して行ってほしいと思う。

【会長】

こういった情報を提供することも、他ならぬ自治基本条例の趣旨に沿ったものだと思うので、是非御検討いただきたいと思う。

【委員】

市に感謝しなくてはならないことなのだが、環境リーダー研修というものの半年間受けた。最初は30名の応募があったが、最終的に残ったのは10名である。それくらいハードルの高い研修をしているからだと思う。リーダーの育成といった研修は続けなくてはいけないと思うが、この研修の主管課は、課長以下全員が出席されており、研修を欠席した場合は資料を全部送ってくるなど、非常に立派だと思う。

条例ができたのであれば、市民と共に進むということが当たり前になってほしい。

【委員】

この資料2に記載されている、コミュニティ協議会の規約であるが、これはまだ発効はしていないのか。

【事務局】

規約については、44の地域コミュニティ協議会それぞれで作っている。ただ、基本指針に盛り込んだ項目について、規約にも反映してもらいたいと考えており、こういった形でお示したいと考えている。実際、自治基本条例にもあるが、市として1地域に一つ、認定の作業があるので、そういった中で、理念的なものを盛り込んでいただいた上で、実施していただきたいと考えている。

【委員】

現在、認定中ということか。

【事務局】

まだ認定されたものはゼロである。

この指針策定後に、啓発も含めて進めていきたいと考えている。

【委員】

総会があって、会長がいて、副会長がいて、というふうに、コミュニティ組織の構成があると思うが、まだこういう形にはなっていないということか。

【事務局】

全てではないが、部会制を取ったり、それぞれ独自色を出したりしており、よく似た形のものも現在できてきている。

【委員】

コミュニティ協議会の規約の雛形がある程度出来上がってきていると思うが、協議会の会長の会議では提案されているのか。

審議経過および審議結果

これからは地域コミュニティ協議会を中心に動いていくことになるのだが、実際には、地域には様々な組織があり、古い組織と新しい組織が混然としている。従来の組織や住民に対し、地域コミュニティ協議会ができあがっているということを、しっかり周知してもらいたい。これまで様々な経緯があつてこの組織ができていたので、今後、組織がどうあるべきかをきちんと説明していかないと、それぞれの団体で捉え方がまちまちなので、また同じような問題が起こってくると思う。

【会長】

条例制定後1年なので、こういう状況なのだと思う。これが2年目になると、経年的に見ていくことによって、検証や評価がしやすくなるのではないかと。今回は市の現状はこうなんだということを御承知おきいただいて、今後、次に向けて取り組んでいただければと思う。

これから自治基本条例に基づいたまちづくりを進めるに当たって、いろいろな御意見をいただきたいと思うが、これまでの議論を踏まえて、議題としては「その他」ということで、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

それでは議題「その他」として、本審議会の今後の大まかなスケジュールについて、御説明したい。

今回、条例施行後の1年ということで、2月に審議会を開催させていただいたが、今後は、本審議会でご審議いただいた内容については、翌年度の予算に反映させたいと考えており、そうなる開催時期は毎年8月頃になると考えている。その中で、自治運営の取組状況を御報告させていただいたり、それについての御意見をいただくことを考えている。また、その時々に応じた自治推進のための取組等についても御審議いただければと考えている。さらに、自治基本条例が、「市は4年を超えない期間ごとにこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講じるものとする。」と規定している。条例は21年度に制定されているため、25年度が4年目となるので、今後の見通しとしては、25年度に結論を出すためには、前年の24年度において、市長から条例を見直すかどうかを含めて審議会に諮問し、それから1年をかけて御協議いただき、25年度中にその答申をいただきたいと考えている。

【会長】

今後のスケジュール、あるいは審議会に課せられている課題にも関わって、御説明をいただいた。

せっかくの機会なので、今までの議論も踏まえて、もう少しこういうことを考えておけば良いのではないかとといった御提言があれば、また、まだ御発言いただいている委員さんにも御意見いただきたいと思うのが、NPOの立場から、いかがだろうか。

【委員】

この自治運営取組状況の調査結果をそれぞれ一つずつ、まとめられているのが、大変だっただろうと思う。

私は、今年初めて、この審議会に関わったので、位置付けというか、例えば、自治運営の取組状況について聞くだけでいいのか、それを評価していくものなのか、それがよく分からない。評価するのであれば、私はそれぞれの取組の専門ではないので、ふさわしくないものもあると思うが、ある一定の目標が、このくらいになるのが理想的だ、といったように数字で出せるものがあれば、少し話がしやすいのではないかと。思う。

審議経過および審議結果

それともう一つ、来年度から予算に反映させるということだが、これを評価する際に、例えば、自治運営の情報共有について、パンフレットの部数を出しているところがあれば、発行回数を出しているところもあり、表現がばらばらである。もしかしたら、発行回数は減ったが、発行部数は増えたから、周知徹底ができたということもあるかもしれない。それがこの資料から非常に読み取りにくいので、そのあたりは統一してもらえばいいのではないかと思う。

また、NPO関連でいうと、例えば、男女共同参画フェスティバルであれば、参加人数で評価するのか、たくさんのNPO団体が協力して実施したから、参画の団体数で評価するべきなのかなど、人数で書いてあるものと参加団体で書いてあるものがあり、何を持って評価するのかということにばらつきがあるので、コメントしづらいと思っている。これらの数値を揃えてもらえれば、「もう少し発行部数を増やした方が良い」とか、「参画団体を少し広げた方が良い」といったことが言えるのではないかと思う。

【会長】

それでは続いて、お願いしたい。

【委員】

資料2の中で、いろいろな規約があるが、できてまだ1年くらいということでは、各コミュニティ協議会における整備状況は、おそらくまちまちだと思う。それをもう少し分かりやすい形でこの場に提示できればと思う。非常に評価は難しいと思うが、例えば、総会のあり方について3つのパターンがあるが、全員参加型の総会はどこで、代議員制の総会を採っているのはどこだ、というように、全体像が見える資料があれば、議論しやすいのではないか。そのありようについても各コミュニティ協議会が選択するのであろうが、現状はこうであるというのが分かるものがあれば良いと思う。

また、自治運営の進捗状況の中で、行政の運営状況に関わる部分ほうまく表せているが、市民と行政だけでなく、議会の部分についても必要なのではないか。市民、行政、議会の3つの部分について、どのように進捗しているのかということが見えれば、より良いのではないかと思う。

【会長】

先ほど申し上げたとおり、非常に網羅的なものであるということは御説明いただいているが、検証としてどうか、という疑問がある。どういうふうな把握の仕方が必要かということ、私も思い悩みながら聞いていた。それを端的に委員さんが仰っていたが、定量的に全てが評価できるかということ非常に難しく、定性的なものになってしまうところもあると思う。

もう少し検証というものに値するような、把握あるいは状況説明の工夫をしていただければ、ありがたいと思う。予算や財政の部分で、ホームページに掲載しているとあったが、掲載しているだけではなくて、そのページにどれだけアクセスがあったかというようなことがなければ、本当に市民のものになったといえないと思う。等々、細かく言えば各委員もお考えだと思うので、把握して検証することができるような状況説明をお願いしたいと思うし、共同作業なので、委員の方からも何かアイデアがあれば頂戴したいと思う。

それでは、スケジュールによれば、8月に次回の審議会を開催するとのことなので、その間に、この視点であれば市の状況はどうだろうかということ、特に委員の皆様には普段から見ておいていただければと思う。

【委員】

来年の予算について、現在1億5千万円の交付金の基準は4年ほど前に作ったものだと思うが、当初からのとおり均等割りをすると、人口一人当たりの配分

審議経過および審議結果

が1万円の地域と、300円の地域が出てくる。これはそのまま継続するのではなく、途中で見直すという前提であり、例えば、その見直しの一つの方法として、住民の納めている納税額で決定してはどうか、というのがあった。現在ある基準を見直して新しい基準により交付し、この総額1億5千万円になることは問題ないと思うので、予算編成の際には、考慮の基準として入れてもらわなくてはならない。

それと、市の広報紙について、どれだけの人が見ているのか、どういう状況にあるのか、一度詳しく調べてもらいたい。あれだけの量を見るのは大変なことである。「見た」という人の割合は29%くらいであるが、これは「市報が来たのを見た」というレベルである。

【委員】

私のところは連合自治会に属していないため、各役員が順番に取りに行っている。だから、早くて半月遅れ、普通は一か月遅れで届いている。コミセンだよりは、自治会に加盟していないという理由で閲覧を拒否された。そのくらいの認識でしかないのではないかな。

【委員】

コミュニティ協議会の構成メンバーは、その地域に住んでいる人全員である。それだけの人に広報を配布したりするのは、今の交付金だけでは難しい。このような状況の中で、この条例や指針はできたわけであり、これを市民がいかに自分たちのものにするかということが、今後の課題である。

この会議は自治推進審議会という名称であるが、何をもって「推進」というのか、疑問に思うところである。どのような基準で評価していくかということは、今後検討が必要である。

【事務局】

本日は長時間にわたり議論いただき、感謝申し上げたい。

1年経っての審議会ということで、我々事務局もどういった資料をまとめればいいのかということ悩んだが、網羅的、全てを押さえていこうということで、今回資料を提示させていただいた。そのため、非常に詳しくはあるが、かえって評価しにくいのだという御意見をいただいたところである。

そういったところで、典型的な、ベンチマークとなるような指標を探してみるなど、今後いろいろ検討させていただき、事前に御相談もさせていただいて、できるだけシンプルな資料で御検討いただけるように、次回用意して参りたいと思う。どうぞよろしくお願ひしたい。

【会長】

先ほど、環境についての人材養成であるとか、まちづくりの人材養成という話があったが、協働の担い手として市民が主体的になるのであれば、皆が理解していなければならないと思う。だから、行政や議員にまかせる、誰かにまかせるのではなく、市民皆がリーダーとなってまちづくりの担い手になろう、という発想だろうと思うので、ぜひ、そういう視点で自治基本条例が推進できるよう願うとともに、審議会としての役割を果たし、そして「うまげな高松」ができるようにしていきたいと思う。

それでは、委員皆様の御協力に感謝し、本日の審議会を終わらせていただく。

—以上で審議終了—